

アビア局長 14
金比参事官
西比長

秘密指定解除
公文書監理室

孫貴達について

43.10.14

比康アビア参事

本件に關し、其の後の経過を入管に
問い合わせたところ、入管(平田事務官)の
述べたところの如のとあり。

(下記措置の如く)

1. 孫は、現在のところ保釈に於てあるが

^{中に} 兩日保釈に於る見通し。

保釈に於った場合 警備官が身柄を

引受けることになりが、即刻仮放免する

予定。

個人取柄は身柄引受人の
警察検査をうけてからの

2. 仮放免の段階で 外務省に於て

する。